

第40回 定時株主総会 招集ご通知



2019年6月27日(木曜日) 午前10時



オークスカナルパークホテル富山 2階
富山県富山市牛島町11番1号

議案

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

目次

第40回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	27
監査報告	33
株主総会参考書類	37

株式会社アйдママーケティングコミュニケーション

証券コード 9466

(証券コード 9466)
2019年6月12日

株 主 各 位

富山県富山市豊田町一丁目3番31号
株式会社アイドマーケティングコミュニケーション
代表取締役 蛭 谷 貴

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 富山県富山市牛島町11番1号
オークスカナルパークホテル富山 2階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第40期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.e-aidma.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の堅調な持続と雇用・所得環境の改善傾向が続いた一方で、金融資本市場の変動・海外経済の不確実性などがあり、景気の先行きは不透明感が強まりました。また、当社の主たるクライアントである流通小売業界では、業態を超えた競争の激化が進んだ状況となりました。

このような状況の中、当社は、流通小売業におけるクライアントからのニーズにより一層応えるため、スーパーマーケット及び食品メーカー等を対象とする独自のマーケティングデータ分析支援システムを用いて、POSデータ、気象データ、商圈シェアデータ、独自調査のトレンドデータといった複合的なデータ分析を行うことで消費者に対する広告の訴求力、消費者の目線に立ったセールスプロモーションの品質強化に注力いたしました。

既存サービスに関しては、堅調に推移した一方で、一部のクライアントで販促最適の調整があり、また新規サービス開発のための人材投資を実施いたしました。引き続きクライアントの販売促進支援サービスの充実を推し進め、さらなる新規クライアントの開拓を一層進めることで、事業の成長に努めてまいります。

当社の事業環境に関しては、ECを含めた異業種間の競争や、消費者行動のデジタル化など急速に変化していくことが見込まれます。このような環境下では、デジタル販促やマーケティング分析をはじめとする販売促進手法に対するニーズが高まっていることから、他社との業務提携、資本提携等を含めて積極的に事業開拓に努めていきたいと考えております。

上記考えのもと、当社は当連結会計年度において、デジタル販促強化を目的として株式会社ニューフォリアの全株式を取得し、ドラッグストア領域での広告、販売促進サービス拡大を目的として株式会社ジャム・コミュニケーションズの全株式を取得いたしました。

今後、当社グループでは販売促進支援サービスの強化を通じて、企業価値向上を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,593,534千円、営業利益は940,766千円、経常利益は1,009,235千円、親会社株主に帰属する当期純利益は651,657千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、87,491千円であります。

その主なものは、生産性の向上及び省力化を目的としたPC機器等の取得やソフトウェアに係る投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において株式会社ニューフォリア、株式会社ジャム・コミュニケーションズの全株式を取得し子会社化いたしました。

(8) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区分                      | 第37期<br>2016年3月期 | 第38期<br>2017年3月期 | 第39期<br>2018年3月期 | 第40期<br>(当連結会計年度)<br>2019年3月期 |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                 | —                | —                | —                | 8,593,534                     |
| 経常利益(千円)                | —                | —                | —                | 1,009,235                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(千円) | —                | —                | —                | 651,657                       |
| 1株当たり当期純利益(円)           | —                | —                | —                | 48.20                         |
| 総資産(千円)                 | —                | —                | —                | 6,141,996                     |
| 純資産(千円)                 | —                | —                | —                | 3,869,231                     |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2. 40期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第39期以前の各数値は記載しておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金      | 当社の<br>議決権<br>比率 | 主要な事業内容                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社ニューフォリア        | 50,000千円 | 100%             | ・WEBアプリケーション開発、システムインテグレーションの提供<br>・アプリ開発、IoTソリューションの提供<br>・コンテンツ運用、サーバー構築・保守・管理<br>・アプリ開発支援プラットフォーム「アプリカン」の提供<br>・電子スタンプソリューションの提供<br>・デジタルサイネージ向けコンテンツ開発及びコンサルティングの提供<br>・デジタルサイネージコンテンツプラットフォーム「infoPlug」提供 |
| 株式会社ジャム・コミュニケーションズ | 3,000千円  | 100%             | 小売業の販売促進に関わるマーケティング・企画制作、広告宣伝、CI（コーポレート・アイデンティティ）・VI（ビジュアル・アイデンティティ）の企画制作                                                                                                                                      |

(10) 対処すべき課題

当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、より有効かつ一貫したソリューションをより幅広い層のクライアントに提供していく必要があります、その実現のために以下の経営課題に取り組んでまいります。

①自社サービスの強化

当社が提供している流通小売業に対する販売促進支援サービスを強化するためには、クライアントの売上、利幅の改善や効率化に役立つサービスの提供をする必要があります。

このため、流通小売業に対する販売促進支援サービスについて、グループ会社の活用、マーケティングチームの拡充やインターネット技術等を活用したマーケティング分析をより一層強化することにより、当社サービスのさらなる強化を図ってまいります。

②新サービス等への投資

当社がさらなる事業拡大を図るためには、既存サービスとシナジー効果のある営業領域等へ進出することが必要であると考えております。

このため、コストベネフィットを意識したうえで、新サービス等への投資活動を積極的に展開してまいります。

③優秀な人材の確保と育成

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。人材の多様性を重視したうえで、新卒・中途採用の強化を行い、継続的な人材の育成を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の標準化と業務効率の向上、並びに法令遵守の徹底を図るとともに、内部監査の実施等により内部管理体制の実効性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、食品スーパーマーケットやドラッグストアを始めとする流通小売業への販売促進に関わる企画・提案・デザイン・販促物の制作までをトータルでサポートするサービス（以下「統合型販促支援事業」といいます。）を主たる事業内容としております。

統合型販促支援事業は、当社がクライアントの要請に応じてデータ分析やリサーチに基づくマーケティング戦略と具体的なプロモーション企画を提供し、折込広告やウェブサイト、スマートフォンサービスなど制作物のデザイン・制作支援までをワンストップで行うサービスを主な業務としております。

(12) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

| 区分  |           | 場所                                                                                   |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社  | 本 社       | 富山県富山市豊田町一丁目3番31号                                                                    |
|     | 営業所<br>支局 | 東京都港区、東京都台東区、弘前市、岩手県紫波郡矢巾町、会津若松市、宇都宮市、昭島市、取手市、長野市、多治見市、名古屋市、金沢市、掛川市、高松市、福岡市、鹿児島市、那覇市 |
| 子会社 | 国内        | 株式会社ニューフォリア（東京都渋谷区）<br>株式会社ジャム・コミュニケーションズ（福岡県福岡市）                                    |

(13) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 254名 | —           |

②当社の使用人の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 191名 | 1名増加      | 35.8歳 | 7.4年   |

（注）1．使用人数には、パートタイマー等を含んでおりません。

2．第40期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

3．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

(14) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行  | 410,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 10,150千円  |
| 株式会社北陸銀行   | 10,036千円  |

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 48,480,000株
- ②発行済株式の総数 13,520,000株
- ③株主数 4,081名
- ④大株主（上位10名）

| 株主名                                                                                                       | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| ㈱シュリンプバレー                                                                                                 | 5,449,200株 | 40.31% |
| 蛸谷 貴                                                                                                      | 2,851,800株 | 21.09% |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）                                                                                      | 259,300株   | 1.92%  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE I<br>EDUCITS CLIENTS NON LENDIN<br>G 15 PCT TREATY ACCOUNT<br>（常任代理人 香港上海銀行） | 220,000株   | 1.63%  |
| 桑原 由治                                                                                                     | 134,700株   | 1.00%  |
| アイドマ社員持株会                                                                                                 | 125,400株   | 0.93%  |
| 豊岡 幸治                                                                                                     | 124,500株   | 0.92%  |
| ㈱バローホールディングス                                                                                              | 121,200株   | 0.90%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）                                                                                    | 117,300株   | 0.87%  |
| J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG<br>S. A. 1300000<br>（常任代理人 ㈱みずほ銀行）                                           | 83,190株    | 0.61%  |

- ⑤その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年7月18日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である木林實氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2017年8月3日に付与いたしました。

|                        |                                                                                                                                                                     |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 5,000個                                                                                                                                                              |
| 新株予約権と引換えに払い込む金銭       | 7,500,000円（新株予約権1個当たり1,500円）                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式500,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり732円                                                                                                                                                           |
| 新株予約権を行使することができる期間     | 2019年7月1日から2022年8月2日まで                                                                                                                                              |
| 増加する資本金及び資本準備金         | 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限       | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。                                                                                                                        |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使の条件 | <p>①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>②受益者は、2019年3月期または2020年3月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）における経常利益が、下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各受益者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（以下、「行使可能割合」といいます。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当該指標に相当する指標で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算の結果、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（a）2019年3月期の経常利益が1,000百万円を超過した場合<br/>行使可能割合: 50%</p> <p>（b）2020年3月期の経常利益が1,200百万円を超過した場合<br/>行使可能割合: 100%</p> <p>③受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④受益者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> |
| 新株予約権の割当日   | 2017年8月3日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

| 会社における<br>地 位 | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                   |
|---------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役     | 蛭 谷 貴     | 大連愛都碼科技有限公司 董事長<br>株式会社シュリンプバレー 代表取締役                                          |
| 専 務 取 締 役     | 桑 原 由 治   | 第2営業部長 兼 第2営業統括担当<br>大連愛都碼科技有限公司 董事                                            |
| 常 務 取 締 役     | 水 野 孝 治   | 第1営業部長 兼 営業統括長・第1営業・新規営業・東京<br>営業本部・マーケティング統括担当                                |
| 常 務 取 締 役     | 中 川 強     | 経営管理部長 兼 経営管理担当<br>株式会社ニューフォリア 取締役<br>株式会社ジャム・コミュニケーションズ 取締役<br>大連愛都碼科技有限公司 董事 |
| 取 締 役         | 今 井 俊 一   | 制作部長 兼 制作担当                                                                    |
| 取 締 役         | 五 十 嵐 博 明 | 株式会社サプラ 代表取締役社長<br>日本海ガス絆ホールディングス株式会社 取締役                                      |
| 取 締 役         | 長 富 一 勲   | 長富一勲公認会計士事務所 所長                                                                |
| 常 勤 監 査 役     | 川 田 昭 雄   | —                                                                              |
| 監 査 役         | 木 村 正 明   | 木村正明税理士事務所 所長<br>株式会社木村経営会計事務所 代表取締役                                           |
| 監 査 役         | 林 衛       | ほくほく債権回収株式会社 取締役                                                               |

- (注) 1. 取締役五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役であります。
2. 取締役五十嵐博明氏は、日本海ガス株式会社、株式会社サプラならびに日本海ガス絆ホールディングス株式会社での経営に携わっており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 取締役長富一勲氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 常勤監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏、監査役林衛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 常勤監査役川田昭雄氏は、株式会社富山銀行の専務取締役、監査役を歴任するなど企業経営に直接関与した経験のほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役木村正明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役林衛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役五十嵐博明氏、取締役長富一勲氏、監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏及び監査役林衛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                 | 支給人数        | 報酬等の額                   |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 102,521千円<br>(5,700千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)  | 9,600千円<br>(9,600千円)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(5名) | 112,121千円<br>(15,300千円) |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

| 区分  | 社外役員の氏名 | 重要な兼職先                                  | 重要な兼職先と<br>当社との関係      |
|-----|---------|-----------------------------------------|------------------------|
| 取締役 | 五十嵐 博 明 | (株)サプラ 代表取締役社長<br>日本海ガス絆ホールディングス(株) 取締役 | 重要な取引その他の関係は<br>ありません。 |
| 取締役 | 長 富 一 勲 | 長富一勲公認会計士事務所 所長                         | 重要な取引その他の関係は<br>ありません。 |
| 監査役 | 川 田 昭 雄 | —                                       | —                      |
| 監査役 | 木 村 正 明 | 木村正明税理士事務所 所長<br>(株)木村経営会計事務所 代表取締役     | 重要な取引その他の関係は<br>ありません。 |
| 監査役 | 林 衛     | ほくほく債権回収(株) 取締役                         | 重要な取引その他の関係は<br>ありません。 |

#### ②当事業年度における主な活動状況

| 社外役員の氏名 | 地位        | 出席回数<br>取締役会（上段）<br>監査役会（下段） | 主な発言の状況                                                         |
|---------|-----------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 五十嵐 博 明 | 社 外 取 締 役 | 16回/16回<br>—回/—回             | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                 |
| 長 富 一 勲 | 社 外 取 締 役 | 16回/16回<br>—回/—回             | 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                 |
| 川 田 昭 雄 | 社 外 監 査 役 | 16回/16回<br>13回/13回           | 長年にわたる銀行経営者としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。 |
| 木 村 正 明 | 社 外 監 査 役 | 16回/16回<br>13回/13回           | 税理士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。         |
| 林 衛     | 社 外 監 査 役 | 16回/16回<br>13回/13回           | 弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。         |

#### ③責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 P w C あらた有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 26,100千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,100千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査内容等を確認し、報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項目に定める同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容  
該当事項はございません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。  
また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- (5) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はございません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、「国際社会の中で社員一人一人の自己の成長と企業の安定、発展をはかり感謝と誠意をもって顧客へサービスを提供し社会に貢献しつづける。」という経営理念のもと、企業が永続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。

このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めることを基本方針としております。

当該基本方針に基づいた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図る。
- (ロ) 取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努める。
- (ハ) 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招くおそれを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報する。
- (ニ) コンプライアンスに関する相談または不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高める。
- (ホ) 法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施する。
- (ヘ) 財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備する。
- (ト) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、役職員に周知徹底する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(ロ) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じる。

(ロ) 事業活動に係るリスク管理体制の基本方針や体制を定めた「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の構築、運用を行う。

(ハ) 「リスクマネジメント規程」に基づき、被害の拡大の防止と十分な対策・広報体制の整備を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行う。

(ロ) 業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社の業務の執行にあたっては、経営成績及び営業活動並びにリスク管理等の報告体制について明確に定め、当社グループにおける業務の適正な運用を確保する。

(ロ) 「関係会社管理規程」に基づき、「コンプライアンス規程」、「リスクマネジメント規程」を子会社に適用することで、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制の整備を図る。

(ハ) 当社グループのガバナンスに関して、当社の役職者が当社グループ会社の取締役または監査役に就任し、当社グループの業務の適正性を監視し、営業活動の効率化を図る。

(ニ) 内部監査室は、当社グループに対し内部監査を行い、業務の適正性を検証し、その結果を代表取締役へ報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ) 監査役からの求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を置く。

(ロ) 監査役より職務の補助の要請を受けた使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(ハ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 監査役は、取締役会及びその他の重要な社内会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる。

(ロ) 役職員は、重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知したときには、速やかに監査役に報告する。

(ハ) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

(ロ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。

(ハ) 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の施策及び規程等に従って、具体的な取り組みを行うとともに、業務の適正を確保するための体制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時実施しております。

経営管理部において、コンプライアンスへの理解を深め健全な職務執行を行う環境を維持・向上するために、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育を実施しております。

内部監査室は、社内各部署及び当社グループが法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な統制が図られているかを書類の閲覧、質問及び実地調査により確認しております。

また、内部監査室は、適宜複数の部署及び当社グループに対して内部監査を実施し、内部監査報告書を作成し、当社代表取締役宛に報告を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,261,460	流動負債	2,072,620
現金及び預金	2,740,944	支払手形	715,149
受取手形	9,641	買掛金	642,303
売掛金	1,203,718	短期借入金	230,000
仕掛品	231,428	1年内返済予定の長期借入金	50,889
原材料	3,191	リース債務	12,265
その他	72,535	未払金	109,845
固定資産	1,880,536	未払費用	58,542
有形固定資産	557,984	未払法人税等	189,706
建物	216,040	その他	63,919
構築物	23,864	固定負債	200,144
車両運搬具	1,207	長期借入金	189,297
器具及び備品	58,530	リース債務	2,520
リース資産	12,403	その他	8,327
土地	245,938		
無形固定資産	795,870	負債合計	2,272,765
ソフトウェア	81,476	(純資産の部)	
リース資産	1,286	株主資本	3,851,002
のれん	712,201	資本金	513,680
その他	906	資本剰余金	463,680
投資その他の資産	526,680	利益剰余金	2,873,729
投資有価証券	377,519	自己株式	△86
関係会社株式	30,000	その他の包括利益累計額	10,728
関係会社出資金	3,762	その他有価証券評価差額金	10,728
敷金	37,859	新株予約権	7,500
繰延税金資産	41,986		
その他	35,552		
資産合計	6,141,996	純資産合計	3,869,231
		負債純資産合計	6,141,996

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,593,534
売上原価	6,589,383
売上総利益	2,004,150
販売費及び一般管理費	1,063,383
営業利益	940,766
営業外収益	
受取利息	421
受取配当金	3,744
保険解約返戻金	62,370
その他	3,369
営業外費用	
支払利息	1,437
経常利益	1,009,235
特別損失	
減損損失	25,258
訴訟関連損失	24,737
その他	4,452
税金等調整前当期純利益	954,786
法人税、住民税及び事業税	310,420
法人税等調整額	△7,291
当期純利益	651,657
親会社株主に帰属する当期純利益	651,657

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	513,680	463,680	2,451,911	－	3,429,271
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△229,840		△229,840
親会社株主に帰属する 当期純利益			651,657		651,657
自己株式の取得				△86	△86
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	421,817	△86	421,730
当 期 末 残 高	513,680	463,680	2,873,729	△86	3,851,002

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	26,753	26,753	7,500	3,463,525
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△229,840
親会社株主に帰属する 当期純利益				651,657
自己株式の取得				△86
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額（純額）	△16,025	△16,025	－	△16,025
当 期 変 動 額 合 計	△16,025	△16,025	－	405,705
当 期 末 残 高	10,728	10,728	7,500	3,869,231

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	(株)ニューフォリア (株)ジャム・コミュニケーションズ

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称	大連愛都碼科技有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社で、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等が、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ジャム・コミュニケーションズの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 重要な会計方針に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金	移動平均法による原価法
その他有価証券	
・ 市場価格のあるもの	連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・ 市場価格のないもの	移動平均法による原価法
	なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

当社及び連結子会社

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん…20年

自社利用目的のソフトウェア…5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

取引に係るリース資産

[重要な引当金の計上基準]

① 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

[その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に係る注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

これによる税金等調整前当期純利益金額に対する影響及びその他の重要な項目に対する影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 352,442千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 13,520,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年 6月27日 定時株主総会	普通株式	229,840千円	17円00銭	2018年 3月31日	2018年 6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の第40回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	243,358千円	18円00銭	2019年 3月31日	2019年 6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、長期借入金については、原則として固定金利契約とすることにより、金利変動リスクに対処しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,740,944	2,740,944	-
② 受取手形	9,641	9,641	-
③ 売掛金	1,203,718	1,203,718	-
④ 投資有価証券	230,165	230,165	-
⑤ 支払手形	715,149	715,149	-
⑥ 買掛金	642,303	642,303	-
⑦ 短期借入金	230,000	230,000	-
⑧ 未払金	109,845	109,845	-
⑨ 未払法人税等	189,706	189,706	-
⑩ 長期借入金	240,186	240,186	-

*長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

⑤支払手形、⑥買掛金、⑦短期借入金、⑧未払金、⑨未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、当連結会計年度末の長期借入金は期末日付近で借入を行ったものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（非上場株式）	1,136
投資有価証券（投資事業組合等への出資金）	146,217
関係会社株式	30,000
関係会社出資金	3,762

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	285円 63銭
(2) 1株当たり当期純利益	48円 20銭

(注) 本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,727,372	流 動 負 債	1,641,881
現 金 及 び 預 金	2,629,665	支 払 手 形	715,149
受 取 手 形	7,492	買 掛 金	558,704
売 掛 金	1,005,751	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	19,461
仕 掛 品	18,228	リ ー ス 債 務	12,265
原 材 料	3,191	未 払 金	94,301
そ の 他	63,044	未 払 費 用	46,358
		未 払 法 人 税 等	150,826
		そ の 他	44,814
固 定 資 産	1,738,852	固 定 負 債	11,572
有 形 固 定 資 産	541,831	長 期 借 入 金	725
建 物	207,259	リ ー ス 債 務	2,520
構 築 物	22,352	そ の 他	8,327
車 両 運 搬 具	1,207		
器 具 及 び 備 品	52,921	負 債 合 計	1,653,454
リ ー ス 資 産	12,403	(純資産の部)	
土 地	245,687	株 主 資 本	3,794,542
無 形 固 定 資 産	65,695	資 本 金	513,680
ソ フ ト ウ エ ア	63,502	資 本 剰 余 金	463,680
リ ー ス 資 産	1,286	資 本 準 備 金	463,680
そ の 他	906	利 益 剰 余 金	2,817,269
投 資 そ の 他 の 資 産	1,131,325	利 益 準 備 金	12,500
投 資 有 価 証 券	377,519	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,804,769
関 係 会 社 株 式	664,942	繰 越 利 益 剰 余 金	2,804,769
関 係 会 社 出 資 金	3,762	自 己 株 式	△86
敷 金	33,634	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,728
繰 延 税 金 資 産	29,479	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,728
そ の 他	21,986	新 株 予 約 権	7,500
資 産 合 計	5,466,225	純 資 産 合 計	3,812,771
		負 債 純 資 産 合 計	5,466,225

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,221,260
売上原価	6,325,489
売上総利益	1,895,770
販売費及び一般管理費	996,125
営業利益	899,645
営業外収益	
受取利息	552
受取配当金	3,744
保険解約返戻金	15,680
その他の	3,186
営業外費用	
支払利息	328
経常利益	922,480
特別損失	
減損損失	25,258
訴訟関連損失	24,737
その他の	4,452
税引前当期純利益	868,031
法人税、住民税及び事業税	268,736
法人税等調整額	4,098
当期純利益	595,197

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,439,411	2,451,911	－	3,429,271
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△229,840	△229,840		△229,840
当 期 純 利 益					595,197	595,197		595,197
自己株式の取得							△86	△86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	－	－	365,357	365,357	△86	365,270
当 期 末 残 高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,804,769	2,817,269	△86	3,794,542

	評価・換算差額等					新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 差	価 額 ・	換 算 等	合 計		
当 期 首 残 高	26,753				26,753	7,500	3,463,525
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△229,840
当 期 純 利 益							595,197
自己株式の取得							△86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16,025				△16,025		△16,025
当期変動額合計	△16,025				△16,025	－	349,245
当 期 末 残 高	10,728				10,728	7,500	3,812,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金…従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理…税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

会計方針の変更に関する注記

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項（3）に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

これによる税引前当期純利益金額に対する影響及びその他の重要な項目に対する影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

288,555 千円

2. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ニューフォリア

410,000 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

3,970 千円

短期金銭債務

2,429 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

34,118 千円

営業取引以外の取引による取引高

98 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

91 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税等、未払費用、関係会社出資金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種 類	会社等の名称または氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	大連愛都碼 科技有限公司	所有 直接100.00%	役員の兼任	業務委託 (注1)	34,105	未払金	2,416
子会社	株式会社ニューフォリア	所有 直接100.00%	役員の兼任	資金の貸付 (注2)	20,000	—	—
				資金の返済	60,000		
				債務保証	410,000		
				利息の受取	98		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託に係る取引については、市場価格等を勘案し、大連愛都碼科技有限公司より提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

(注2) 株式会社ニューフォリアに対する資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。債務保証は、銀行借入金に対して行っております。なお保証料は受領しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	281円 46銭
1 株当たり当期純利益	44円 02銭

(注) 本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社アイドマーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイドマーケティングコミュニケーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドマーケティングコミュニケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイドママーケティングコミュニケーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション 監査役会

常勤監査役 川 田 昭 雄 ㊟

監査役 木 村 正 明 ㊟

監査役 林 衛 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

第40期の期末配当につきましては、以下のとおり、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、1株につき18円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円（普通配当18円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、243,358,362円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	えび 蛸 谷 貴 子 (1953年4月1日)	1977年 4 月 アイドマ創業 1979年 4 月 株式会社アイドマ（現 当社）設立 代表取締役（現任） 2006年 1 月 大連愛都碼科技有限公司董事長（現任） 2009年 3 月 株式会社シュリンプバレー代表取締役 （現任） (重要な兼職の状況) 大連愛都碼科技有限公司 董事長 株式会社シュリンプバレー 代表取締役	2,851,800株
2	くわ 桑 原 由 治 (1953年5月3日)	1982年 5 月 当社入社 1988年 6 月 当社取締役 2000年 4 月 当社専務取締役（現任） 2006年 1 月 大連愛都碼科技有限公司董事（現任） (担当) 第2 営業部長 兼 第2 営業統括担当 (重要な兼職の状況) 大連愛都碼科技有限公司 董事	134,700株
3	みず 水 の 野 孝 治 (1967年6月1日)	1991年 4 月 株式会社ダイエー入社 1998年 7 月 当社入社 2007年 6 月 当社取締役 2010年11月 当社常務取締役（現任） (担当) 第1 営業部長 兼 営業統括長・第1 営業・新規営業・ 東京営業本部・マーケティング統括担当	41,100株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	中 川 強 (1972年7月7日)	1993年 4 月 木林会計事務所入所 1999年11月 当社入社 2006年 1 月 大連愛都碼科技有限公司董事（現任） 2009年 6 月 当社取締役 2017年 3 月 当社常務取締役（現任） (担当) 経営管理部長 兼 経営管理担当 (重要な兼職の状況) 株式会社ニューフォリア 取締役 株式会社ジャム・コミュニケーションズ 取締役 大連愛都碼科技有限公司 董事	44,100株
5	いま 井 俊 一 (1955年3月30日)	1979年 5 月 株式会社山田写真製版所入社 1996年 6 月 当社入社 2015年 6 月 当社取締役（現任） (担当) 制作部長 兼 制作担当	10,500株
6	い 五 十 嵐 博 (1954年2月17日)	1972年 4 月 日本海ガス株式会社入社 2009年 3 月 同社常務取締役エネルギーソリューション 本部長 2012年 3 月 同社専務取締役エネルギーソリューション 本部長 2014年 3 月 同社取締役 2014年 3 月 株式会社サプラ代表取締役社長（現任） 2015年 6 月 当社社外取締役（現任） 2018年 1 月 日本海ガス絆ホールディングス株式会社取 締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社サプラ 代表取締役社長 日本海ガス絆ホールディングス株式会社 取締役	4,100株
7	なが 長 富 一 勲 (1978年4月3日)	2005年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人ト ーマツ）入所 2009年 9 月 公認会計士登録 2011年 4 月 株式会社AGSコンサルティング入社 2014年 7 月 長富一勲公認会計士事務所開設（現任） 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）	5,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者蛭谷貴氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。また、当社の大株主である株式会社シュリンプバレーは、同氏の子会社等に該当します。同氏の子会社等における地位および担当は、上記表中の「略歴、当社における地位及び担当」に含めて記載しております。
3. (1) 蛭谷貴氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として豊富な経営経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (2) 桑原由治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (3) 水野孝治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (4) 中川強氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営管理担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (5) 今井俊一氏を取締役候補者とした理由は、当社の制作担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
4. 五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役候補者であります。
5. 五十嵐博明氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
6. 長富一勲氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
7. 五十嵐博明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、長富一勲氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、五十嵐博明氏及び長富一勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（うち社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	かわ 川 田 昭 雄 (1944年3月22日)	1967年 4 月 株式会社富山銀行入行 2000年10月 同行常務取締役総合企画部長 2005年 6 月 同行専務取締役 2008年 6 月 同行常勤監査役 2010年 6 月 同行監査役 2011年 6 月 当社常勤監査役（現任）	2,000株
2	き 木 村 正 明 (1955年9月4日)	1983年 8 月 税理士登録 1984年 5 月 木村正明税理士事務所開設（現任） 1989年 7 月 株式会社木村経営会計事務所設立 同社代表取締役（現任） 2014年 6 月 当社監査役（現任）	800株
3	はやし 林 まもる 衛 (1979年5月23日)	2009年12月 富山県弁護士会登録 2009年12月 樋爪法律事務所入所 2011年 4 月 林法律事務所入所（現任） 2011年 6 月 ほくほく債権回収株式会社取締役（現任） 2014年 6 月 当社監査役（現任）	-株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 川田昭雄氏、木村正明氏、林衛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 川田昭雄氏を社外監査役候補者とした理由は金融機関での豊富な経験と専門的な知識を有しており、専門的な立場から当社の経営全般に対する監督と助言をいただくためであります。
4. 木村正明氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、専門的な立場から当社の経営全般に対する監督と助言をいただくためであります。
5. 林衛氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、専門的な立場から当社の経営全般に対する監督と助言をいただくためであります。
6. 川田昭雄氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年、木村正明氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年、林衛氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
7. 当社は、川田昭雄氏、木村正明氏及び林衛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者の再任が承認された場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますPWCあらた有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。これに伴い、新たに会計監査人として太陽有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

1. 新たな会計監査人として太陽有限責任監査法人を候補者とした理由

当社の監査役会が太陽有限責任監査法人を候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人が専門性、独立性及び効率性を有し、当社の会計監査が適正に行われる内部監査体制、さらには北陸に拠点を有し、より機動的な監査体制が期待できる点や監査費用等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

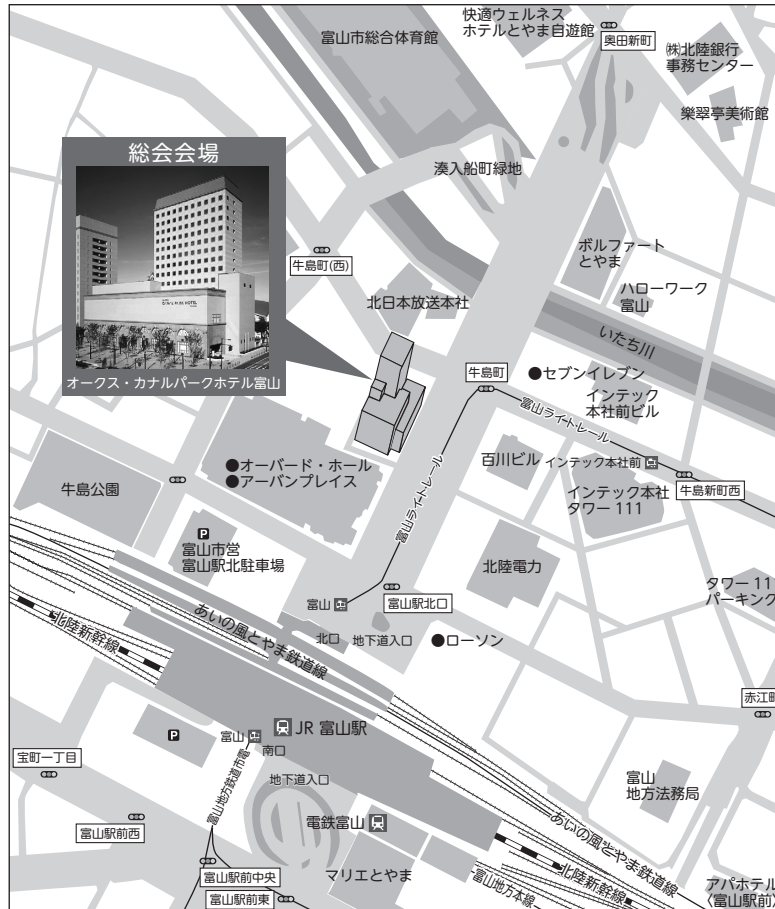
(2019年3月31日現在)

名	称	太陽有限責任監査法人	
事	務	所	東京都港区元赤坂 1 丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
沿	革	1971年 9 月	太陽監査法人設立
		2006年 1 月	A S G 監査法人と合併し、太陽 A S G 監査法人となる
		2008年 7 月	有限責任組織形態に移行し、太陽 A S G 有限責任監査法人となる
		2012年 7 月	永昌監査法人と合併
		2013年10月	霞が関監査法人と合併
		2014年10月	太陽有限責任監査法人に法人名称変更
		2018年 7 月	優成監査法人と合併
概	要	構成人員	代表社員・社員 77名
			特定社員 3 名
			職員
			公認会計士 292名
			公認会計士試験合格者等 137名
			その他専門職 162名
			事務職員 67名

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市牛島町11番1号 オークスカナルパークホテル富山 2階 TEL 076-433-1122



交通 富山駅北口より 徒歩約3分（富山駅南口からは、富山駅北口へ通じる地下道をご利用ください。）

駐車場 オークスカナルパークホテル富山の地下駐車場をご利用ください。

※地下駐車場は、車高180cm以下のお車のみご利用可能です。

上記駐車場が満車の場合、富山市営富山駅北駐車場をご利用いただき、ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。